

1. ①酷暑における大規模停電への備え

中津市議会議員 大塚正俊

寝屋川市内の中学校11校の体育館には、ライフラインが遮断された場合でも空調運転できるシステム「BOGETS(ボーゲッツ)」を導入しています。

停電時でも稼働できるガスヒートポンプ方式の空調であり、非常時にはLPガスに切り替えられる両ガス併用方式となっています。

大規模災害時にも稼働できるだけでなく、稼働時には自ら発電し、携帯電話やパソコン、非常用照明といった避難所では必須の機器の動力源としても活用でき、安心できる避難所となっています。

※今後3年程で避難所となる全小学校体育館にも配備予定です。



寝屋川市ホームページより

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kikikanri/bousaika/hinanbasyo/hinanjyonituite/22115.html

1. ②災害時助け合い、住民支え合いマップづくり

知 ～災害時における区内の助け合い～
『災害時住民支え合いマップ』
作りませんか


飯山市社会福祉協議会では、「災害時住民支え合いマップ作成事業」の取組みを市内全地区で進めており、現在市内 65 区が作成済です。

マップ作成にあたっては、①自主防災組織の結成。②地区内の災害時要援護者の把握（自主防災組織会長（区長名）で、本人の意向確認（申請書兼台帳）の用紙を全世帯に配布して、登載希望世帯に記入していただき、隣組長に回収していただきます）。③区内の関係者が集まりマップ作成となります。作成の際には、担当者が区にお伺いし、お手伝いさせていただきます。

また、作成に必要な地図や備品については、市や社会福祉協議会で用意いたします。

この機会に区内で災害時における助け合いに役立つマップ作成に取り組んでみませんか。

お問い合わせは、飯山市社会福祉協議会地域福祉係までご連絡ください。




災害時助け合い・住民支え合いマップのサンプル
長野県飯山市ホームページより
<https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/11/saigaimap-torikumi.html>

長野県飯山市 いいやま社協だより(H30年3月15日発行)

1. ③災害時等における行政手続の支援

町田市と東京都行政書士会町田支部は「災害時等における行政手続の支援活動に関する協定」を締結(2020年7月22日)

▼協定書

<https://prtimes.jp/a/?f=d52170-20200729-8321.pdf>

【支援活動の内容】※第6条を抜粋

次に掲げる事項について相談、手続の代理又は代行その他援助を実施する。

- (1)り災証明書の申請その他災害時等における申請全般に関すること。
- (2)官公署に提出する書類の作成及びその提出手続に関すること。
- (3)権利義務・事実証明関係書類の作成に関すること。
- (4)行政が行う事業支援・生活支援に係る補助金申請支援などに関すること。
- (5)前各号のほか行政書士法に定める業務に関すること。
- (6)第1号の申請について甲が行う被災者等支援業務に関すること。



千葉県
chiba prefecture

ホーム > 防災・安全・安心 > 被災状況・被災者支援 > 最新の災害の被害状況と支援情報 > 令和元年度の災害 > 台風による被災者への行政書士による支援について

報道発表案件

更新日：令和6(2024)年1月18日

ページ番号：343852

台風による被災者への行政書士による支援について

発表日：令和元年11月15日
総務部政策法務課

千葉県と千葉県行政書士会は、平成29年8月、災害時に必要となる各種申請手続き等についての行政書士による被災者支援に関する応援協定を締結しています。この協定に基づき、11月15日から茂原市において千葉県行政書士会が行政書士による被災者への支援を開始します。また、南房総市において、10月29日から行っている支援の実施期間を11月29日まで延長しました。

1 支援の概要

実施内容

市役所に設置される住まいに関する復興支援窓口において、住宅の修理などに関する支援制度の申請書類の作成や提出手続きの代行を行う。

実施期間

- ・茂原市 令和元年11月15日から12月1日まで
- ・南房総市 令和元年10月29日から11月29日まで
(当初は11月11日までの予定、12日以降は火曜日及び土曜日を除く。)

2 協定の概要

- ・名称:災害時における千葉県行政書士会の被災者支援に関する協定。
- ・支援内容:下記の業務を千葉県行政書士会の経費負担により実施する。
 - (1)県及び指定する市町村への行政書士の派遣
 - (2)行政書士による被災者相談窓口の設置
 - (3)官公署に提出する書類の作成及び提出手続きの代行
- ・協定締結日:平成29年8月22日

千葉県ホームページより

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seihou/gyouseisyoshi/taihuu.html?pagePrint=1>